

市民意見公募手続の実施結果

事案番号 1

所管課名 議事調査課

実施事案名 松山市がん対策推進条例(案)

意見提出期間 H31.1.15 ~ H31.2.13 30 日間

●意見の提出の有無 ■ 有 □ 無

●意見の提出件数 個人: 3 件 (1) 人 【件数内訳】 持参: 0 郵送: 0 Fax: 0 電子メール: 3 その他: 0
 団体: 0 件 (0) 人 【件数内訳】 持参: 0 郵送: 0 Fax: 0 電子メール: 0 その他: 0
 合計: 3 件 (1) 人 【件数内訳】 持参: 0 郵送: 0 Fax: 0 電子メール: 3 その他: 0

●意見の反映件数 0 件 / 0 件

★提出のあった意見の概要及びそれに対する市の考え方等

意見の概要	意見に対する市議会(松山市議会議員政策研究会)の考え方	政策等の案の修正内容
<p>◆類似意見の集約 □ 有 ■ 無 ※ 集約意見数 (0) 件</p> <p>(6)市のがん対策 ③がん患者等に対する支援 【提案】市は、関係機関と連携し、全てのがん患者の生活の質の維持向上のために、精神的な苦痛、社会生活上の不安等を軽減する緩和ケアの施策を行うよう努めるものとする。』としてどうか。 【理由】④在宅医療・緩和ケアの充実があるけれども、精神的な苦痛、社会生活上の不安を軽減するのが緩和ケアであり、この表現が無いままだと、在宅医療の場だけで緩和ケアなのかという誤解を生む可能性もある。また生活の質の維持向上のために、緩和ケアを行うということも明確にする必要があるため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 □ 反映 ■ 反映なし</p> <p>【③がん患者等に対する支援】の条文中に当初は「緩和ケア」という文言を入れていましたが、検討過程の中で同じく条文内の「必要な施策」という表現に緩和ケアの内容も含まれており、「緩和ケア」という文言を削除したという経緯があります。ご意見いただいた内容は、網羅されていると考え、原案どおりという結論に至りました。</p>	
<p>◆類似意見の集約 □ 有 ■ 無 ※ 集約意見数 (0) 件</p> <p>(6)市のがん対策 ⑥就労支援 【提案】市は、事業主に治療や療養が必要な労働者が適切な就業上の措置や配慮の仕方について情報提供を行い、雇用の継続につながる施策を行うよう努めるものとする。』としてどうか。 【理由】事業主の役割の中で、事業主に情報提供するべき知識の内容を書かれているので、その点を反映した表現の方が、啓発・普及よりも具体的に就労支援策が伝わるから。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 □ 反映 ■ 反映なし</p> <p>ご意見いただいた情報提供の具体的な内容については、【⑥就労支援】の条文中の「事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策」を講ずるよう努めるという表現に基づき、今後就労支援について、情報提供はもちろんのこと情報提供以外の支援や取り組み等を行うことも考えられることから、原案どおりという結論に至りました。</p>	
<p>◆類似意見の集約 □ 有 ■ 無 ※ 集約意見数 (0) 件</p> <p>(6)市のがん対策 ⑦がんに関する教育の推進 【提案】市は、子どもたちに、「すぐには治らないこと」「そばにいても感染しないこと」「がんになったのは、誰のせいでもないこと」がしっかり伝わるよう、小中学校におけるがんに関する教育を推進するために必要な施策を講ずるものとする。』としてどうか。 【理由】子どもたちには、がんに関する知識として「すぐには治らないこと」「そばにいても感染しないこと」「がんになったのは、誰のせいでもないこと」を必要最低限度、理解してもらう必要があり、もし親が、がんになった際も、その理解の下で、ふだん通りの生活リズムで過ごしてもらうのが子どもの情緒の安定につながるから。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 □ 反映 ■ 反映なし</p> <p>ご意見いただいた内容はがん教育の中で具体的に指導されることから、【⑦がんに関する教育の推進】の条文中の「子どもが健康と命の大切さについて主体的に考えることを基本に、がんに関する知識及びがん患者への理解を深める」という表現以上の具体的な内容を明記する必要はないと考え、原案どおりという結論に至りました。</p>	

★政策等の案の公表後、実施機関が自らの判断において修正した内容

修正内容		修正理由
修正前	修正後	
	⇒	
	⇒	